

令和8年度 事業計画

I. 基本方針

我が国の少子高齢化の進行に伴う人口減少と労働力不足が一層顕著となる中、シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者の知識や経験を活かし、あらゆる活動を通じて地域課題の解決に貢献する重要な役割を担っています。しかし、定年延長や雇用状況の変化等により会員数は伸び悩んでおり、技能職種に携わる後継者の育成や高齢化対策が喫緊の課題となっており、改善に向け今後も引き続きこれらの課題解決に積極的に取り組んでまいります。

また、厚生労働省から示された「フリーランス新法」を踏まえた、新たな契約方法への円滑な移行を進めてまいります。

あわせて安全就業については、会員の高齢化に伴う就業事故が増加傾向にあるため、高齢者に相応しい就業内容に適した仕事の受注に重点を置くとともに、今年度も「安全はすべてに優先する」という理念に基づいて組織的に就業事故撲滅に取り組みます。

令和8年度は、「会員拡大の推進」「安定した就業機会の確保」「新たな契約方法への円滑な移行」を三つの柱として、地域社会への貢献と信頼関係を築けるシルバー人材センターを目指すため、令和8年度事業実施計画の実施について、それぞれ以下のとおり取り組みます。

II. 事業実施計画

1. 会員の確保

高齢者の就業ニーズは多様化している一方、会員の高齢化や退会者の増加により、会員数は伸び悩んでいる状況にあります。安定した事業運営を行うためには、新規会員の確保と既存会員の定着を両立した「会員拡大」に向けた取り組みを行います。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 月例会説明会及び出張説明会「おしごと説明会」の実施
- (2) ハローワーク下関における入会相談窓口開設
- (3) ホームページや地域情報サイトへの情報発信
- (4) マスコミを活用した広報活動
- (5) 定年退職予定者や60歳代前半層を対象とした周知活動の実施
- (6) 市報「しものせき」及び広報紙「よろこび」を活用した会員募集
- (7) 会員紹介奨励制度の実施及びフレンドリーショップ特典制度の継続実施
- (8) 技能講習・就業体験による新規会員の獲得

2. 就業機会の拡大

高齢化等により、発注者側とのミスマッチを解消するため、業務内容について適切に周知し、会員が安心して就業できる環境を整え、安定した就業機会を確保するため、次のとおり取り組みます。

- (1) 発注者のニーズに応じた新たな就業機会の確保
- (2) 地域の課題解決につながる新たな業務分野（生活支援、子育て支援、空き家管理等）の開拓
- (3) 既存契約の継続確保
- (4) 技術・接遇マナーの強化による受注業務の質の向上
- (5) ホームページやスマホ機能の活用による就業情報の迅速な提供
- (6) 役職員による効果的な啓発活動

3. 労働者派遣事業・有料職業紹介事業の推進

民間事業所等の求人情報収集に努め、シルバー派遣として、会員の安定的な就業機会の確保に努めます。直接雇用が適切である就業については、有料職業紹介を行います。

4. 安全就業の推進

シルバー事業は、会員の安全就業が基本であり、「安全就業推進計画」に基づき組織的に就業事故の撲滅に取り組みます。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 高齢者に相応しくない危険、有害な作業の禁止
- (2) 「会員の安全就業基準」の遵守徹底
- (3) 安全巡回指導の実施
- (4) 就業前ミーティングによる安全意識の徹底
- (5) 交通安全講習及び救急講習会の実施
- (6) 保護具、器具等の適正な使用の徹底
- (7) 会員への定期的な健康診断の受診勧奨
- (8) 就業事故発生における分析と再発防止対策の実施
- (9) 草刈機使用による石飛防護柵の徹底及び賠償事故の軽減対策の実施

5. 適正就業の推進

会員の就業に係る重要な指針である「適正就業ガイドライン」の周知・活用に努め、就業契約の点検を行います。また、「適正就業基準要綱」に基づき就業実態の把握を行い、発注者と会員双方の理解を得ながら公平かつ適正な就業機会の提供を行います。

6. 普及啓発活動の推進

シルバー事業の趣旨や目的、仕組み等を広く PR することにより、就業等を通じて社会参加を希望する高齢者に対する入会促進を図るとともに、地域社会へセンター事業が正しく理解されるよう普及啓発活動を行います。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) センター広報紙「よろこび」の発行（年3回）
- (2) 市報「しものせき」及び地方紙を活用した広報の実施
- (3) ホームページを活用した周知・広報
- (4) YouTube によるセンター概要の配信

- (5) 地域イベントへの参加
- (6) 出張説明会によるセンター活動のPR
- (7) 地域情報サイトへの発信
- (8) 会員一人ひとりが広告塔としての活動の展開

7. ボランティア活動の推進

ボランティア活動を希望する会員により地域における清掃等のボランティア活動の実施を行います。また、下関警察署の要請による「うそ電話詐欺防止個別訪問隊」により地域の高齢者へ「うそ電話詐欺」を防止するための活動を行います。

8. 組織体制の強化

公益法人として、健全な運営を行うため法令を遵守し、「自主・自立、共働・共助」の基本理念に基づく会員組織となるよう体制を充実させます。また、市や関係機関との連携を図りながら、財政的な基盤の確保と強化に向けて取り組みます。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 「新たな契約方法」について関係方面へ支援要請
- (2) 理事会運営の活性化
- (3) デジタル化による会員の利便性の向上
- (4) 県連合会及び県内センターとの情報交換
- (5) 行政機関と連携した事業の円滑な運営
- (6) 安定した事業運営のための財源確保
- (7) 公益法人制度改革への対応（外部理事・外部監事）

Ⅲ. 法人管理事業

1. 総会、理事会及び諸会議の開催

定款に定める総会及び理事会の開催を含め、センター事業を推進するため、次のとおり各種会議を開催いたします。

定 時 総 会	年 1 回
理 事 会	年 4 回以上
総務運営委員会	年 2 回程度
事業推進委員会	年 2 回程度
安全管理委員会	年 2 回程度
就業調整委員会	年 1 回程度
普及啓発推進委員会	年 2 回程度